

# 林道草刈報奨金のお知らせ

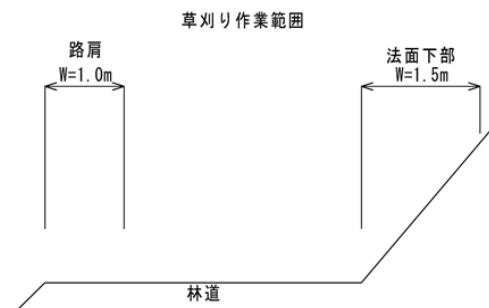
延岡市の管理する林道は、森林整備の基盤はもとより、生活道路や災害時の迂回路など地域インフラの骨格となる役割を持っています。林道草刈報奨金は、そういった林道沿いの草刈りをしていただいた地元自治会等に対して報奨金を交付するものです。

## 【報奨金の金額】

林道延長1m(幅2.5m)につき35円

山手側 : 法面下部より幅1.5m

谷側 : 路肩部 幅1.0m



相談

初めて申請を希望される方は、林務課、各支所産業建設課へあらかじめ相談ください。

申請書の提出

申請書の書類は、林務課、各支所産業建設課または、ホームページにあります。

草刈前の現地確認

市担当職員により現地の確認を行います。  
(延長の測定、作業前の写真撮影)

草刈り実施

安全に気をつけて作業を行ってください。  
写真の撮影(作業中・集合写真)を忘れずにお願いします。

書類提出(写真・報告書)

報告書・写真・請求書を提出してください。

草刈後の現地確認

市担当職員により、現地の確認を行います。  
(延長の測定、作業後の写真撮影)

報奨金のお支払い

請求書提出後1ヶ月ほどで入金します。  
※適切な順序で申請されない場合、報奨金が支払えないことがあります。



## 【お問合せ先】

農林水産部林務課 TEL: 22-7019

北方総合支所産業建設課 TEL: 47-3609

北浦総合支所産業建設課 TEL: 45-4236

北川総合支所産業建設課 TEL: 46-5015